

# 議会運営委員会

日 時 平成30年6月28日（木） 午前10時00分～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 検証の方法、進め方及び実施スケジュールの確認

(2) 検証の実施

- ・第1章 総則（第1条・第2条）
- ・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条）
- ・第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
- ・第4章 議会と市長等の関係（第8条―第10条の3）
- ・第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）

## 2 その他

(1) 次回開催日時

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日（ ） \_\_\_\_時 \_\_\_\_分

(2) わがまちトークについて

(3) 中学生議会について

# 議会基本条例の検証及び見直しについて

## 1 方法、進め方について

### 【条例の検証（評価）】

(1) 検証は、条項ごとに関連する具体的方策（取組事項）、現状の課題等を確認したうえで、次の3段階により、各条項の目的達成状況进行评估する。

[A達成（概ね8割以上）・B一部達成（5割程度）・C未達成（3割以下）]

※評価になじまない章・項目は評価対象外とする。

(2) 評価結果がB・Cとなった条項に関しては、次の区分により今後の方向性を検討する。

[継続して取り組む・新たな取り組みを検討・条項を改正する・その他]

### 【条例の見直し・新たな取り組みの検討について】

(3) 上記により、条例改正の必要があると判断された場合は、改正案の検討を行い、平成30年12月議会で条例改正を提案する。

(4) 新たな取り組みを検討する必要があると判断された場合は、別途、議会活性化検討項目として、現在の取り組み（中期・長期）項目と合わせてその検討を行う。

(5) 会議規則等関係例規、運用基準及び申合わせ等の整理を行う。

## 2 実施スケジュール

区分	時期	内容
検証（評価）	6月	○評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章 政策研究会（第5条の2のみ）</li> <li>・第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）</li> <li>・第4章 議会と市長等の関係（第8条―第10条の3）</li> <li>・第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）</li> </ul>
	7月	○評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6章 議会の運営（第13条―第18条）</li> <li>・第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条―第22条）</li> <li>・第8章 最高規範性を見直し手続（第23条・第24条）</li> </ul>
	8月	○評価（予備日） <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1章 総則（第1条・第2条）</li> <li>・第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条）</li> </ul>
	9月議会	○検証結果一覧の配付（全議員に配付）
見直し等の検討	10月	○条例改正等・今後の方向性の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
	11月	○条例改正等・今後の方向性の検討 ○関係例規、運用基準等の整理
	12月議会	○条例改正案骨子の確認 ○発議者・提案理由説明の協議 [本会議] 議案提案・提案理由説明・議案採決

議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月28日

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性		
第1章	総則	目的	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
		議会の役割	第2条	議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。(H26一部改正)  2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第2章	議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。  (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。  (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。  (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。  (4) 市政への市民参加を推進すること。  (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。(H26一部改正)	第1章(目的)・第2章(活動原則)に基づく具体的規定である第3章以降の各条項に掲載。		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。  (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。  (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。  (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。  2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。		【運用基準2】会派の役割を明確化		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第3章 市民と議会の関係	市民参加及び市民との連携	第5条の2	議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。(H28追加)	【運用基準2の2】政策研究会の要件等、調査活動形態 ・政策研究会を基本条例に規定(H28) H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) (※第14条の3にも記載)	①政務活動費の課題が解決できていない。[新清流会] ②政策の協議をさらに充実して活動の具現化を図る。[緑風会]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。(H28追加)				
		第6条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準3】公式な会議の全てを公開対象 ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正(委員会条例)		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準3】傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信(H21.12～) ・議会報告会の開催(※第7条にも記載) ・土曜議会開催(H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開(H20～) ・委員会記録・資料の公開(H23.9～) ・議会だよりの充実(H24.4～16P改編) ・一般質問通告の具体化(H24.6～) ・予算・決算審査の録画配信(H25.9～) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信(H26.4～) ・傍聴規則の改正(H27.1)→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施(H27～) ・議会バックボードの作成(H27) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)(※第16条にも記載)	①常任委員会のライブ中継、録画配信の実施。[緑風会] ②委員会等で追加資料を求め、後に資料が提出された場合、傍聴者はその提供を受けられない場合がある。ホームページで後日公開される委員会等の記録にも、追加資料が不足している。[会派に属さない議員] ③委員会等の記録では、執行部の説明が省略されており、記録を読んだだけでは質疑や討議の前提となる情報が得られない。[会派に属さない議員] ④賛否状況は公開されているが、賛否が分かれた全ての議案について討論が掲載されていない。議会だより、FB等では討論内容や委員会での議論の経過がわかるように記事を充実させることが望ましい。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25:4回(常任委員会・決算特別) H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H28:1回(常任委員会) ※ただし、京都スタジアム(仮称)検討特別委員会において、専門家会議座長、京都府職員を招致し、協議会形式で調査を実施 (H28:1回、H29:3回)	①専門的知見の活用は十分に行われていない。委員会等で政策研究を進める中、専門的知見を求めるべき段階においても、予算が確保されていないこと、手続きが確立されていないことから、活用がためらわれる現状である。謝金不要の公務員招聘は比較的容易だが、行政報告の範疇を大きく超えられる内容ではない。議会としてチェック機能を果たし、政策提言を行うという役割に資する知見を必要な時に得られるようにするためには、更なる環境整備が必要。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
	4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。(H26一部改正)	【運用基準4】会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定) H27:5回、H28:2回、H29:5回	①意見を聴く機会は設けられている。ただし、意見陳述の際に市民等から示された論点が、その後の審議で議論されていない場合がある。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
議会基本条例	議会報告会等 第7条	5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。(H26追加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会(わがまちトーク、委員会の意見交換会)等の開催(第7条に記載)</li> <li>議員団研修の公開</li> <li>議場の多目的活用(亀岡祭くじ取り式等)</li> <li>定数、報酬のバブコメ実施等(H26)</li> <li>子ども議会、高校生議会を実施(H27、H28)</li> <li>※H30は中学生議会を実施</li> </ul>	①6条5項と7条2項は類似しているので整理してはどうか。6条5項に統合するなど。そのうえで、7条は1項、2項ともに削除。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。(H26全改)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各定例会後に議会報告会を開催(H22.11～H25.11)</li> <li>各定例会後に議会報告&amp;わがまちトークを開催(H25.5～H28.2)</li> <li>3月、9月定例会後に議会報告会を開催(H28.4～H29.10)</li> <li>所管委員会での意見対応(分類)</li> </ul>	①条文を「議会報告会を必要に応じて開催する」と変更してはどうか。[公明党] ②議論が活発でなかった場合、報告すべきことがない。議案を特段異論なく可決した場合は、市の公報で十分。市民意見のうちどの部分が議会活動に反映されたのか不明。明示することで市民の関心を高めることができる。議会報告会という名称は役割を終えたのではないか。自治会に依存した広報や集客はやめるべき。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。(H26追加)	<p>【運用基準5】意見交換会の実施フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の意見交換会の開催 H26:1回(商業協同組合) H27:2回(NPO子育てネットワーク、観光協会) H28:1回(商店街連盟) H29:2回(体験型子ども食堂、商工業団体)</li> <li>わがまちトーク(テーマ別)の開催 H26:2回(放課後児童会、議会の広報広聴) H27:1回(NPO団体)</li> <li>わがまちトーク(自治会版)の開催 H28:5回、H29:4回</li> <li>わがまちトーク(各種団体版)の開催 H29:1回(成人式実行委員会)</li> </ul>	①さらに積極的に意見交換の場を持つべき。[公明党] ②市民との意見交換について、亀岡市議会は議会報告会等を開催することにより経験を積んできた。今後は、参加したくなるような企画、参加者が満足感を得られる内容になるよう工夫が必要。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
議員と市長等の関係 第8条	議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。					
	(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。(H26一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問通告書様式変更(具体化)(H24.6～)</li> <li>一問一答制の導入(個人質問)</li> </ul>		<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
	(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。(H23一部改正)	<p>【運用基準6】反問権の拡大(制限の撤廃)により、目的・手続きを明確化</p>	①その他の職員による反問が少ない。反問できることが周知されていないのではないか。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A : 達成 <input type="checkbox"/> B : 一部達成 <input type="checkbox"/> C : 未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第4章 議会と市長等の関係	議会審議における論点の明確化	第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算		①特に、2,4,6号が十分明らかにされていない。各号につき明らかにすべき重要な政策であるかどうかを議運で検討し、合意された場合は各号についての説明を含む資料提出を求めることが、議会審議に資する。[会派に属さない議員] ②執行部が重要と考える政策等を提案する場合は、各号に掲げる事項を明らかにする資料を添付するよう包括的に求めてはどうか。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。	【運用基準7】予算、決算審査時の説明資料 ・予算「一般会計当初予算案施策の概要」 ・決算「主要施策報告書」	①随契の相手方・理由、行政財産の目的外使用の状況・減免理由等の一覧等は、決算審査においても必要。資料の量は増加しているが、質疑は時間の都合上、十分にできない。比較的重要であっても、記載・説明が省略される事項もある。議案・資料を読み込んだ上で、事前に文書による回答を求め、さらに審議の場で質疑したいことは、通告制をとるなどによって、充実した討議を実施できるようになる。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	政策執行に対する評価	第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉向上の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。	【運用基準8】事務事業評価を発展して対応	①通年議会を導入した以上、予算決算常任委員会を設置すべき。全員で行う決算特別委員会形式を予算特別委員会でも実施すべきではないか。[公明党議員団] ②決算事務事業評価では「事業」と呼んでいるが、実際には複数の事業を含む施策の場合もある。「政策」について不断に点検すべきだが、事務事業評価となると視野が狭くなりがちである。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	文書による質問	第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。(H24追加、H28・H30一部改正)	【運用基準10】文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正(H30) H24:2回、H25:2回、H26:1回、H27:2回		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	決議等への対応	第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。(H26追加)	【運用基準11】決議(附帯決議)・請願への対応義務付け(条例改正で追加) H28:1回(請願:私立幼稚園就園補助金)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第5章 議会の機能の強化	96・2 議決事項	第11条 地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加(H22) →総合計画の基本構想及び基本計画(H28特別委員会設置による審査を実施)		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	調査機関の設置	第12条 1 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)	①調査機関を設置するにふさわしい課題があると思われるが実現していない。調査機関の運営が可能な環境でもない。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。				
		3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。				
定例会の回数及び会期	第13条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入(H30)	①通年議会の導入により、文言の修正・確認を。[公明党] ②議会の権能を十分発揮できるかという観点から、期間が確保されているわけではない。審査経過によっては、開会日に決定された日数で不足する場面があるが、スケジュール変更は現実的に困難であり、当初のスケジュールに合わせるために質疑や討議に制約がある。事前の議案調査を開会日までに委員会ごとに行うなどの準備を充実させることが、議会の権能発揮に資するのではないか。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員間の自由討議	第14条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外
		2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。(H26一部改正)	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法等を明確化(H28)	①議案審査等の場で自由討議を行うかどうかを諮り、実施を求める意見があった場合も、応じる者がなければ討議が実施されないという状況は遺憾である。自由討議を行うことを前提に会議を運営すべきであり、討議を拒否するものは沈黙するのではなく、討議を不要と考える理由を明確に述べるべき。また、応じる者があって形式的に討議が成立した場合も、質疑と混同された発言があり、議員間での討議に繋がらない例がある。論点ごとに議論が深められるよう会議を運営すべき。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他



章	見出し	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第6章 議会の運営		3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。(〃)	政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) 環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言)	①自由討議をさらに充実すべき。[緑風会] ②政策立案・提言につなげるための議論の場では自由討議が不可欠であり、実際に行われている。前提となる情報が表示され、どの論点について議論しているのかが視覚的に共有されるよう、プロジェクトやホワイトボードも活用しながら運営されるとよい。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	委員会の活動	第15条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。(H26一部改正)	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任	①テーマを設定するなどして、計画的に活動する必要がある。(H26年度にテーマ設定をすることを決めたのではなかったか)委員が変わっても、確実に引き継がれる仕組みも必要。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	広報広聴の充実	第16条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。(H26全改)	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)	①タブレット端末の導入。[緑風会] ②FBでは、開催風景と議題のほかにも、どのような議論があったかが発信できるほうがよい。ホームページでは、閲覧者が関心に応じて委員会等の議論を追うことができるようになっていない。日付順にPDFが並んでいるだけなので、検索性が低い。議題となった議案にはリンクを示すとよい。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員研修の充実	第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい		<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議会事務局	第18条 議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。(H26全改)		①さらに議会事務局の充実(増員)に努める。[緑風会] ②不十分である。議会活動が活発化する前の状況から、体制がほとんど変わっていない。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。(H26追加)		①不十分である。調査・法務機能の充実強化のために可能な措置は、現状の枠組みの中では実現が難しいのではないか。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	議員の政治倫理	第19条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定(H20.3)	①不規則発言をなくし、議員としての責任ある発言を。[緑風会]	<input type="checkbox"/> A:達成 <input type="checkbox"/> B:一部達成 <input type="checkbox"/> C:未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。				



議会基本条例検証項目一覧

平成30年6月28日

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減	①H26年改正は、市政の現状と課題、将来の予測と展望とは無関係であり、結論ありきの改正であった。意見を聴取しながら、議論にも反映されなかった。[会派に属さない議員]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		2	議員定数は、別に条例で定める。				
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28)	①通年議会導入により見直し検討が必要ではないか。[公明党議員団]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
2		議員報酬は、別に条例で定める。					
政務活動費	第22条		政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。(H25一部改正)				
		2	政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。(H25追加)	・政務活動費運用基準に沿った運用	・政務活動費の検討	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		3	議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。	【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開	①現状について議論し、改善すべき。[緑風会] ②領収書をホームページに公開する。[共産党]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第8章 最高規範性及び見直し	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。		①議会基本条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとするという文言を入れてはどうか。【公明党議員団】	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
	最高規範性及び見直し	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(H26全改)	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回:H28.6~12(任期中間年に実施))		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

## 予算特別委員会審査に関する意見

### H30.3.19 の意見

#### ◎予算審査時の提出資料等について

- ・ 随意契約の項目一覧表（随契理由等記載）
- ・ 行政財産の目的外使用許可及び行政財産・普通財産貸付に係る減免状況一覧表
- ・ 予算編成時に見直した事業一覧表（所管部ごとに冒頭で説明）
- ・ ふるさと寄附金の事業充前一覧表
- ・ 事業の委託先（確定分）を施策の概要に記載すること

#### ◎予算審査の方法について

- ・ 予算特別委員会と決算特別委員会を同じメンバーで審査する
- ・ 予算審査を決算審査と同じ「分科会方式」とする
- ・ 審査方法自体の見直し

「わがまちトーク」(自治会版) 〆切:6月15日(金)

自治会名	自治会長氏名	郵便番号	自治会事務所所在地	自治会電話番号	希望の有無	希望日時	テーマ	備考
亀岡地区東部	塚本 政雄	621-0815	古世町2丁目1-20	(23)7700				
亀岡地区中部	竹内 光雄	621-0864	柳町22	(25)6230				役員会(6月30日実施)終了後に提出とのこと。
亀岡地区西部	櫻井 邦男	621-0805	安町釜ヶ前9-4	(22)5576	無			5月2日(水)受理
東別院町	荒木 昌幸	621-0111	東別院町南掛藤ヶ瀬3-1	(27)2001				
西別院町	廣瀬 一雄	621-0124	西別院町袖原佃17	(27)2214				
曾我部町	法貴 良好	621-0022	曾我部町南条北荒水代4-1	(22)0604				
吉川町	佐藤 滋	621-0015	吉川町吉田沢63	(22)0196				
菟田野町	大石 慶明	621-0033	菟田野町佐伯西ノ辻9-1	(22)3840				
本梅町	中村 俊孝	621-0253	本梅町井手梅原3	(26)3001	有	10月24日(水)午後1時30分～	当町のまちづくりについて 高齢者福祉対策について	6月18日(月)受理
畑野町	山内 勇	621-0261	畑野町千ヶ畑西山5-1	(28)2752	有	11月4日(日)午前10時00分～	人口減少と高齢世帯が増加する中、 畑野町を元気づける方策について	5月25日(金)受理
宮前町	西田 佳弘	621-0243	宮前町宮川西垣内16	(26)2025	有	10月 日( )午後8時00分～ ※10月15日の週で調整中(回答待ち)	宮前町の地域振興について 西部地区に救急センターの設置について	6月6日(水)受理
東本梅町	高向 豊	621-0234	東本梅町赤熊蟻間野35-1	(26)2504	有	12月1日(土)午後8時00分～	東本梅町の活性化について 安心、安全の町づくりについて	6月8日(金)受理
大井町	山本 隆志	621-0011	大井町土田2丁目11-20 メディアス亀岡110	(22)0157				
千代川町	湯浅 豊	621-0046	千代川町北ノ庄国主ヶ森19	(22)5521				
馬路町	中澤 基行	621-0008	馬路町流川2-1	(22)0661				
旭町	藤原 庸右	621-0001	旭町年角25	(22)5533				
千歳町	廣瀬 義直	621-0002	千歳町千歳垣根2-3	(22)0682	有	10月22日(月)午後7時30分～	高齢化の進行とまちづくりについて 農業振興について	6月15日(金)受理
河原林町	茨木 國夫	621-0007	河原林町河原尻上六反田9-1	(22)0120				
保津町	長尾 繁	621-0005	保津町構ノ内53	(22)0810				
篠町	中井 康雄	621-0826	篠町篠中北裏68	(22)0047				
東つつじヶ丘	亀井 義一	621-0832	東つつじヶ丘都台3丁目6-7	(23)3726	無			5月7日(月)受理
西つつじヶ丘	串崎 哲史	621-0843	西つつじヶ丘大山台1丁目12-13	(23)2444				
南つつじヶ丘	山本 眞之介	621-0846	南つつじヶ丘大葉台2丁目43-1	(25)8251				